

出雲崎町耐震改修促進計画

令和8年3月 一部改訂

出雲崎町

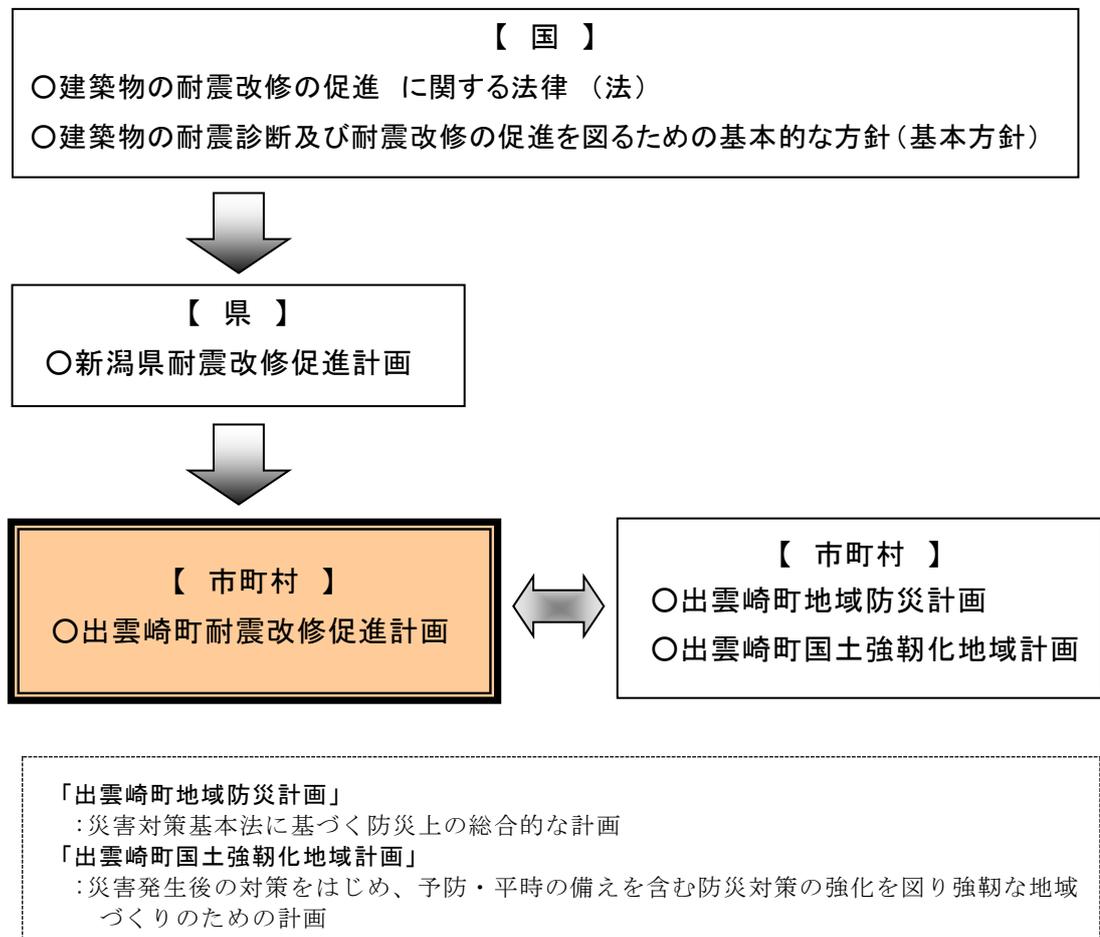
第1 総則

1 計画の目的

出雲崎町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 出雲崎町耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、法第4条の規定により国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び新潟県耐震改修促進計画を勘案するとともに、本町における他の計画（出雲崎町地域防災計画、出雲崎町国土強靱化地域計画）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとしています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、新潟県耐震改修促進計画と同様に、令和7年度までとします。

ただし、社会情勢の変化や耐震化を促進する上での課題等に柔軟に対応するため定期的に検証し、期間内であっても必要に応じて計画内容の見直しを行います。

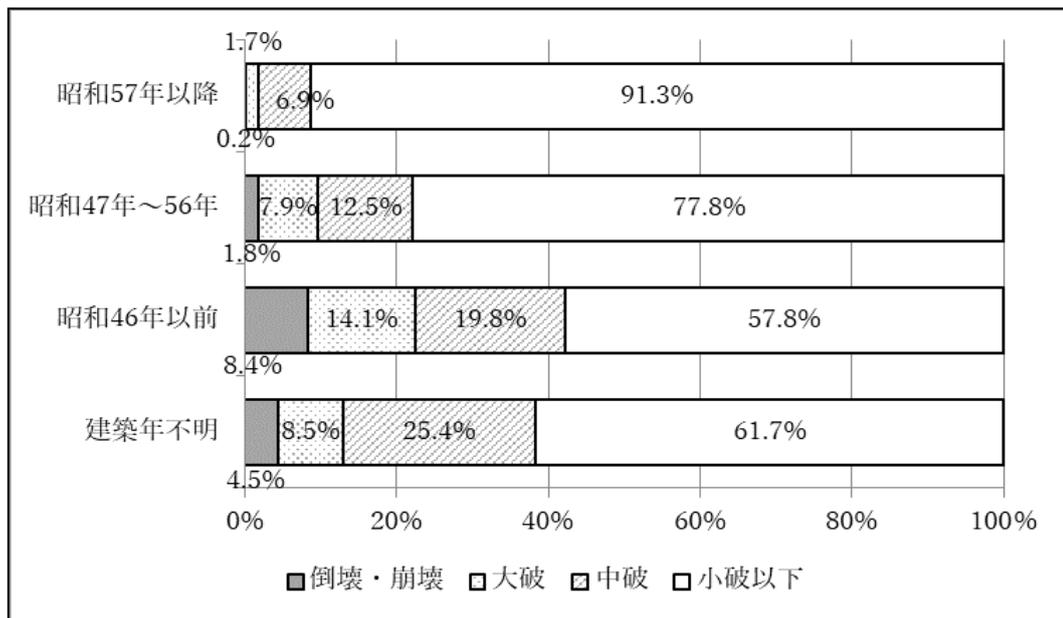
4 計画の対象

本計画の対象地域は出雲崎町全域とし、耐震改修の対象とする建築物は、昭和56年に導入された現行の耐震基準（※1）を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計された建築物とします。

また、公共建築物については各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであり、本計画においては、民間建築物及び町有建築物について対象とします。

阪神・淡路大震災における建築年代別の被災状況を見ると、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建築物ほど被害が大きいことが分かります。

〔阪神・淡路大震災における建築物の被災状況（年代区分別）〕



資料：平成7年兵庫県南部地震被害調査報告書

※1 [現行の耐震基準]

中規模の地震（震度5強程度）に対してほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模地震動（震度6強から震度7に至る程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。昭和56年の改正建築基準法の施行を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

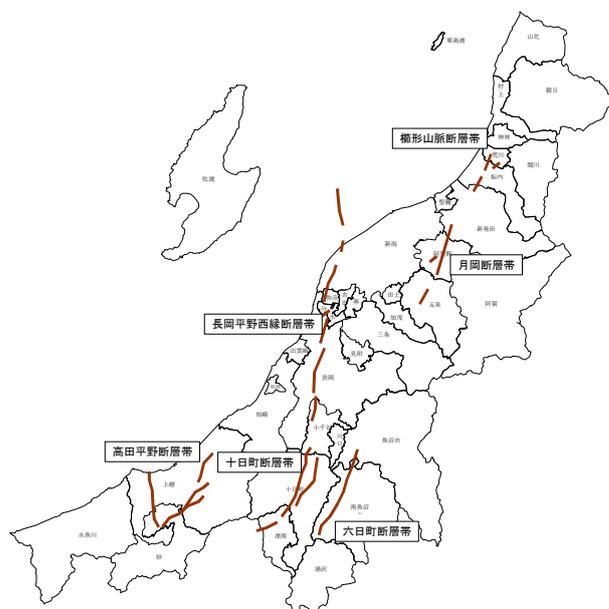
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 県内の活断層

国の地震調査研究推進本部が社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の114の主要活断層帯のうち、県内には楯形山脈断層帯をはじめ月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野断層帯の6つの断層帯があります。

また、国が設置した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が津波を発生させるものとして公表している60断層モデルには、本県に与える影響が大きい7断層モデルが存在しています。

〔新潟県内の調査対象活断層の位置図〕



出典:新潟県地域防災計画(震災対策編)

〔新潟県に影響を与える津波断層モデルの位置〕



出典:新潟県津波浸水想定(H29.11)

2 県内で想定される地震の規模と被害の状況

新潟県により、地震防災対策の推進を図るため、平成9年度に新潟県地震被害想定調査が実施されました。

この調査結果及び基礎データについては、地震防災対策の推進を図るため、県内の市町村及び防災関係機関に提供し、また、県立図書館等において資料を公開して、広く県民に情報を提供しています。

新潟県地震被害想定調査については、前回調査から20年以上が経過したことなどから、学術的な想定技術の進歩や新たな知見の蓄積等を踏まえ、2度目の調査が実施され、令和4年3月に報告書が示されました。

《想定地震》

報告書で示された想定地震では、先行調査に基づく県内の主要な活断層及び津波を発生させるおそれのある海域断層等の中から、被害が甚大となると考えられる地震として内陸型6断層、海域型3断層を選定しています。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定されたもので、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではありません。

〔想定地震の諸元〕

区分		地震の規模	長さ km	幅 km	傾斜度	上端深 km
内 陸 型	楡形山脈断層帯	6.40	18.0	18.0	45.0	3.0
	月岡断層帯	6.80	32.0	18.0	55.0	3.0
	長岡平野西縁断層帯	7.50	22.0	24.0	45.0	6.0
		7.50	28.0	24.0	55.0	6.0
		7.50	20.0	24.0	55.0	6.0
		7.50	16.0	24.0	55.0	6.0
	十日町断層帯西部	6.80	24.0	18.0	45.0	5.0
		6.80	10.0	18.0	45.0	5.0
	高田平野西縁断層帯	6.80	14.0	18.0	45.0	5.0
		6.80	18.0	18.0	45.0	5.0
六日町断層帯南部	6.80	24.0	18.0	50.0	5.0	
	6.80	8.0	18.0	50.0	5.0	
海 域 型	F34(県北・山形沖)	7.71	71.9	19.7	45.0	6.0
		7.71	52.0	19.7	45.0	6.0
	F38(越佐海峡)	7.46	62.6	23.6	45.0	4.0
	F41(上越・糸魚川沖)	7.60	51.5	22.7	45.0	6.0
7.60		34.1	22.7	45.0	6.0	

出典：新潟県地震被害想定調査報告書

《被害の概要》

各想定地震における県全体の被害等の一覧は次のとおりです。

この中で、建物の被害については、地震動・地盤の液状化現象による被害を「建築物被害」の欄に、地震火災による焼失を「地震火災被害」の欄にそれぞれ示しています。

人的被害については、建物倒壊、地震火災、ブロック塀等による被害の合計を「人的被害」の欄に示しています。

また、上記の他に土砂崩壊や津波により被害が拡大することが想定されます。

〔内陸型の各想定地震における被害一覧〕

被害想定項目	細項目	想定内容	単位	想定地震					
				楡形山脈断層帯	月岡断層帯	長岡平野西縁断層帯	十日町断層帯西部	高田平野西縁断層帯	六日町断層帯南部
建築物被害	木造建物	全壊	棟	2,225	63,824	110,471	31,798	9,087	25
		半壊	棟	18,770	105,943	195,408	71,741	34,858	134
	非木造建物	全壊	棟	114	1,840	3,950	1,416	317	945
		半壊	棟	1,491	7,403	14,694	7,235	2,394	5,629
地震火災被害	出火	全出火	件	6	90	156	48	15	25
		炎上出火	件	2	60	104	31	8	15
	延焼	焼失	棟	12	30,577	30,291	1,511	42	134
人的被害		死者	人	133	4,998	7,580	2,122	598	981
		重傷者	人	217	6,864	11,730	3,381	941	1,590
		軽傷者	人	1,880	18,930	37,179	12,607	5,534	7,800
		避難者	人	7,077	186,808	435,270	56,856	22,769	29,102

〔海域型の各想定地震における被害一覧〕

被害想定項目	細項目	想定内容	単位	想定地震		
				F34 (県北・山形沖)	F38 (越佐海峡)	F41 (上越・糸魚川沖)
建築物被害	木造建物	全壊	棟	18,468	31,215	39,982
		半壊	棟	96,073	45,903	79,768
	非木造建物	全壊	棟	645	666	1,798
		半壊	棟	6,318	3,915	7,373
地震火災被害	出火	全出火	件	39	46	63
		炎上出火	件	19	32	42
	延焼	焼失	棟	6,478	1,988	3,824
人的被害		死者	人	1,201	2,068	2,662
		重傷者	人	1,888	3,191	4,242
		軽傷者	人	12,238	6,162	12,734
		避難者	人	289,333	230,682	91,251

※ 表中の数値は、想定される人的被害が最大となる場合(冬深夜、強風時)の想定被害

出典：新潟県地震被害想定調査報告書

注1) 複数の要因により被害を受ける建物(例えば、地震動により半壊した建物で、火災により焼失するもの)の被害棟数は重複して計上してあるため、結果としての被害棟数はこれらを足し合わせた数値にはなりません。

注2) 人的被害(死傷者、避難者)についても、建物倒壊、地震火災、ブロック塀等による被害のそれぞれで計上しており、重複していることもあります。

3 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

令和4年度の出雲崎町固定資産税台帳によると、町内の専用住宅、併用住宅の総数は、2,120戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、742戸で全体の35%を占めています。新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると1,599戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状で75%と推計されます。

住宅における耐震化率の現状（単位：戸）

住宅総数（a）	2,120
耐震性を満たすもの（b=d+f+g）	1,599
耐震化率（c=b/a）	75%
昭和56年以降に建てられたもの（d）	1,378
昭和55年以前に建てられたもの（e）	742
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの（f）	216
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの（g）	5
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの（h）	521



- 耐震性を満たすもの
- 耐震性を満たさないもの
又は耐震性が不明なもの

(2) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

町内に、多数の者が利用する特定建築物（法第14条第1号）は民間、町有合わせて11棟あります。このうち昭和55年以前に建築された特定建築物が3棟ありますが、全て耐震改修工事が終了しており耐震性を有するものと考えられます。

従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で100%になります。

特定建築物における耐震化の現状（単位：棟）

特定建築物総数（a）	11
耐震性を満たすもの（b=d+f+g）	11
耐震化率（c=b/a）	100%
昭和56年以降に建てられたもの（d）	8
昭和55年以前に建てられたもの（e）	3
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの（f）	0
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの（g）	3
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの（h）	0

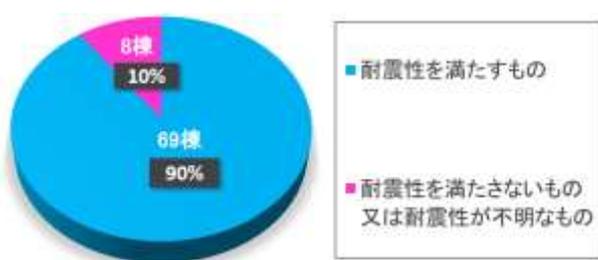
民間及び町有 特定建築物内訳（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	学校・病院・社会福祉施設等	不特定多数の住民等が利用する施設	特定多数の住民が利用する施設	その他の建築物	合計
具体的な用途	幼稚園、小学校、中学校、病院、診療所、老人ホーム、保育所等	宿泊施設、物品販売業を営む店舗、集会場等	賃貸住宅、寄宿舎、下宿等	事務所、工場、自動車車庫等	
合計（a）	4	4		3	11
耐震性を満たすもの（b=d+f）	4	4		3	11
耐震化率（c=b/a）	100%	100%		100%	100%
昭和56年以降に建築された棟数（d）	2	4		2	8
昭和55年以前に建築された棟数（e）	2			1	3
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの（f）	2			1	3
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（g）					

(3) 公共建築物等の耐震化の現状

特定建築物の他に町有建築物、避難所等に指定されている民間建築物については77棟あります。このうち昭和55年以前に建築されたもの11棟のうち、耐震改修工事により耐震性を有する3棟に昭和56年以降に建築されたもの66棟を加えた、69棟が耐震性を有すると考えられます。従って、町有建築物、避難所指定民間建築物を合わせた耐震化率は現状で90%になります。

避難所指定民間建築物、町有建築物の現状（単位：棟）



建物棟総数 (a)	77
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	69
耐震化率 (c=b/a)	90%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	66
昭和55年以前に建てられたもの (e)	11
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	0
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	3
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	8

公共建築物、避難所指定民間建築物内訳（単位：棟）

建築物の分類	指定避難所	病院施設、社会福祉施設等	幼稚園、小・中学校等（避難所以外）	庁舎、消防署等	市町村営住宅等	左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	10	2		1	46	18	77
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	10	2		1	44	12	69
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	—	100%	96%	67%	90%
昭和56年以降に建築された棟数 (d)	8	2			44	12	66
昭和55年以前に建築された棟数 (e)	2			1	2	6	11
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	2			1		0	3
耐震化が必要なもの (g) ※	0			0	2	6	8

4 建築物の耐震化の目標設定

(1) 住宅の耐震化の現状

出雲崎町固定資産税台帳をもとに推計した、令和4年度の出雲崎町の住宅総数は2,120戸です。そのうち、耐震性のある住宅は1,599戸と推計され、耐震化率は75%になります。

住宅の耐震化の現状

	総戸数 (戸)	耐震性の劣る もの(戸)	耐震性のある もの(戸)	耐震化率 (%)
全国	—	—	—	89※1
新潟県	—	—	—	85※2
出雲崎町	2,120	521	1,599	75

※1 住宅・土地統計調査（平成30年）

※2 令和2年度末推計（新潟県データ）

(2) 住宅の耐震化の目標

国の基本方針では、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とすることを目標（※3）にしています。新潟県においても新潟県地震被害想定調査の結果を踏まえると、住宅の耐震化を一層促進することが必要なことから全国目標である令和12年までに耐震性が不足する住宅をおおむね解消するための中間的な目標値として、令和7年度93%を目標として掲げています。

出雲崎町ではこれまでの耐震診断・改修の支援策を推進しつつ、令和4年度末時点の耐震化率の現状を踏まえ前計画での目標値を引き継ぐこととし、令和7年度末における耐震化率の目標を83%とします。

※1 [住宅・土地統計調査]

住宅・土地統計調査は住宅及び住宅以外で居住する建物や世帯に関する実態等を把握するために行う調査です。この調査は昭和25年以来5年ごとに総務省が実施し、最近では平成30年に調査が行われています。

※2 [令和2年度末推計（新潟県データ）]

総務省統計局の住宅・土地統計調査を用いた推計値となります。

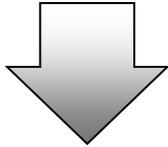
※3 [国の耐震化率の目標]

令和3年12月に告示された「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、南海トラフ地震防災対策基本計画等を踏まえ、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを全国目標とすることが示されました。

参考

出雲崎町の耐震促進化計画では、固定資産台帳のデータを基に耐震化率を推計しています。

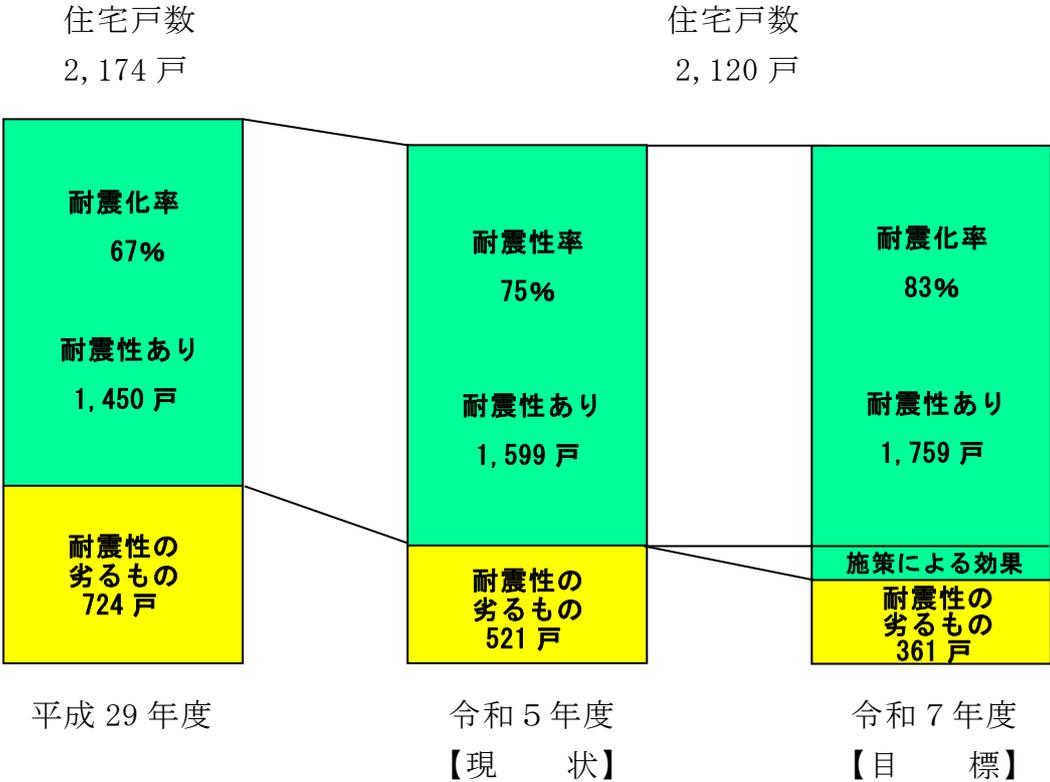
住宅の耐震化率の現状
75% (令和4年度)



住宅の目標耐震化率
目標値 83% (令和7年度末)

令和4年度時点における住宅の戸数は2,120戸と推計されます。
そのうち耐震性が劣ると推計される521戸について、目標年次までの間に約161戸の耐震対策を政策的に誘導する必要があります。

[住宅の耐震化の推移]



第3 住宅及び特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

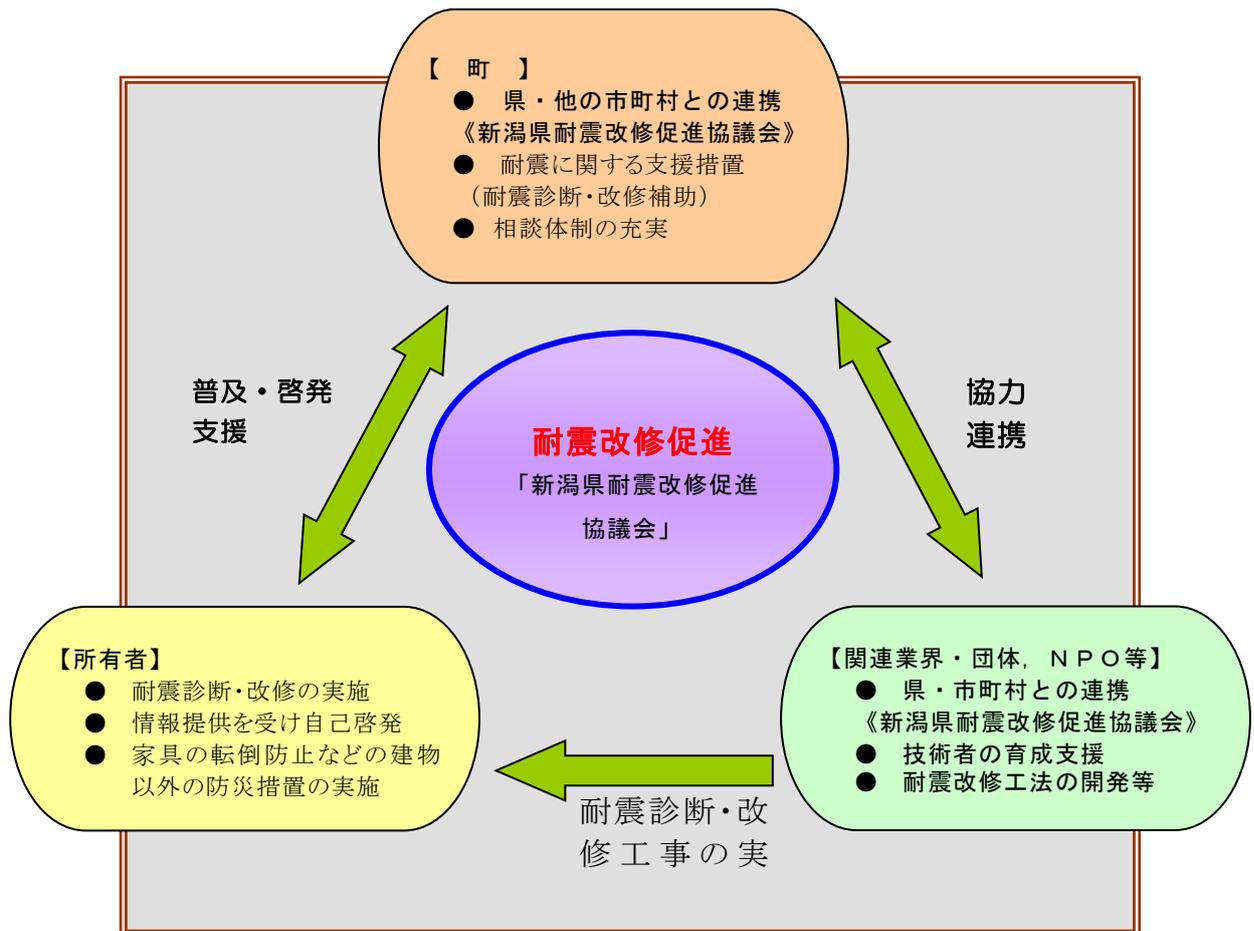
現在、耐震改修費のコスト問題のほか、情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあるなど、耐震診断や耐震改修を躊躇する傾向が見受けられます。住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、耐震診断、耐震改修を行う（自助）ことにより、災害時に家屋の倒壊が防がれ円滑な避難、救助活動（共助）にも繋がります。また、耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制等の活用も考えられます。

イ 関係団体等

出雲崎町建築士会、出雲崎町建築組合にあっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政や建築関係団体と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ 出雲崎町

出雲崎町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じた対応が求められます。近年、耐震化率も徐々に上昇している一方、世帯分離の進行による高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者世帯の住宅投資への意欲低下などの理由により、今後、耐震診断や耐震改修が伸び悩むことが懸念されます。高齢者世帯が居住する住宅に対する地震対策への配慮が必要となってきます。出雲崎町では住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震化にかかる取り組みを位置付け、毎年度、進捗状況を把握・評価すると共にアクションプログラム充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進します。所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の情報提供、また必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施（公助）します。



耐震改修の基本的な取組イメージ

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 補助制度

建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修等に要する費用について、次のような補助制度が用意されています。

これら制度の更なる充実及び積極的な普及・周知啓発を図り活用を促して行きます。

出雲崎町木造住宅耐震診断費補助金

延べ床面積	耐震診断費	自己負担額	町補助金
70 m ² 以下	7 万円	1 万円	6 万円
70 m ² 超～175 m ² 以下	8 万円		7 万円
175 m ² 以上	10 万円		9 万円

出雲崎町木造住宅耐震改修費等補助金

工事種別	町補助金	限度額
耐震改修工事	工事費の 1 / 3 (上限 60 万円) + 最大 15 万円	75 万円
部分補強工事	工事費の 1 / 3 (上限 30 万円) + 最大 10 万円	40 万円
地震保険等	地震保険料等の支払額、契約年数に基づく額 (上限 3 万円)	3 万円

上記のほかにも出雲崎町単独補助事業にある、リフォーム（改修）補助や、建替（新築）補助及び移転（新築）補助制度の活用より、耐震性を持った住宅の取得費用に充てる方法もあります。

(2) 税制の優遇策

住宅・建築物の耐震化率の向上のため以下のような税の特例措置がとられています。

【所得税】

個人が平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に旧耐震基準により建設された住宅を一定の基準に適合させるための耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用と改修に係る標準的な工事費用とのいずれか少ない金額の 10%相当額（上限あり）と住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額のうち控除対象限度額を超える部分の額と住宅耐震改修に係る耐震工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額の合計額の 5%を併せた額（上限あり）を所得税から控除。

ただし令和 3 年 12 月 31 日以前に住宅耐震改修をした場合には、前者に対するのみの控除

【固定資産税】

個人が令和 6 年 3 月 31 日までに旧耐震基準により建設された住宅に一定

の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)について、工事完了年の翌年度分から1年度分の固定資産税額の2分の1に相当する額を減額

(3) 関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組み(※4)に努めます。

※4 [各種の取り組み]

「新潟県耐震改修促進協議会」(平成19年7月設置)への参加

☆ 協議会の概要

- ① 構成：新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体
- ② 協議会の所掌事項
 - a 法第6条に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関する事
 - b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事
 - c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事
 - d その他耐震化の促進に関して必要な事項

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して建築物の耐震化を適切かつ円滑に進められるように、相談体制の整備や制度等の普及啓発、耐震診断技術者の養成等に取り組めます。

(1) 耐震改修等に関する周知徹底の推進

住宅の耐震化を推進するためには耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を把握する必要があります。そのためには関係団体と連携して、耐震診断・耐震改修に係る補助制度や安全対策に関する情報などについて、普及、啓発活動に努めます。

(2) 耐震改修等に関する相談について

耐震改修等に関する相談について町建設課で補助制度、税制優遇、実施業者などの紹介について対応いたします。

また、新潟県耐震改修促進協議会で設置する木造住宅等の耐震診断や耐震改修等に関する相談等を活用し、住民ニーズに対応します。

(3) 耐震診断技術者の養成

県や耐震改修促進協議会では建築技術者を対象に木造住宅等の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図り、住宅の耐震性確保を目的として、耐震診断技術者講習会を開催しています。町では県や耐震改修促進協議会と連携し

ながら、耐震診断・改修計画の技術向上、及び施工業者への正しい技術指導等を推進する活動について支援していきます。

4 建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、以下の事項を含めた総合的な地震対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止

地震時にブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり大きな被害が予想されます。このことから、建築物防災週間等の機会をとおして、引き続き通学路などを中心に危険箇所の把握・指導に努めます。

また、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行う活動を支援します。

(2) 窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や外壁・屋外看板等の落下は、人的被害を発生させるだけでなく、がれきによって避難・救援活動を妨げることとなります。このため窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性が認められる場合には、周知するとともに必要に応じて改修指導を行います。

(3) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模な空間を有する建築物の天井等の非構造部材については、地震時には落下・崩壊崩落等の被害発生が想定されます。このため建築物の所有者等に定期的な点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図ります。また必要に応じて改修指導を行います。

(4) 家具の転倒防止

家具の転倒は、人的被害や避難・救助活動の妨げになります。このため身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を呼びかけると共に家具の固定方法の普及啓発を図ります。



ベルト連結タイプ



突っ張り棒タイプ

(5) 耐震シェルター等の設置

住宅の倒壊等による死傷者の発生を防ぐ方法の一つとして、住宅内の一部に強固な空間を確保することができる「耐震シェルター」の設置があります。

耐震シェルターは、一般的に、住宅の地震に対する強度を上げる効果は期待できないものの、耐震改修に比べて短い工期で比較的安価に地震対策を行うことが可能です。

〔耐震シェルターの例〕



〔耐震ベッドの例〕



5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、道路機能を確保することが非常に重要になります。

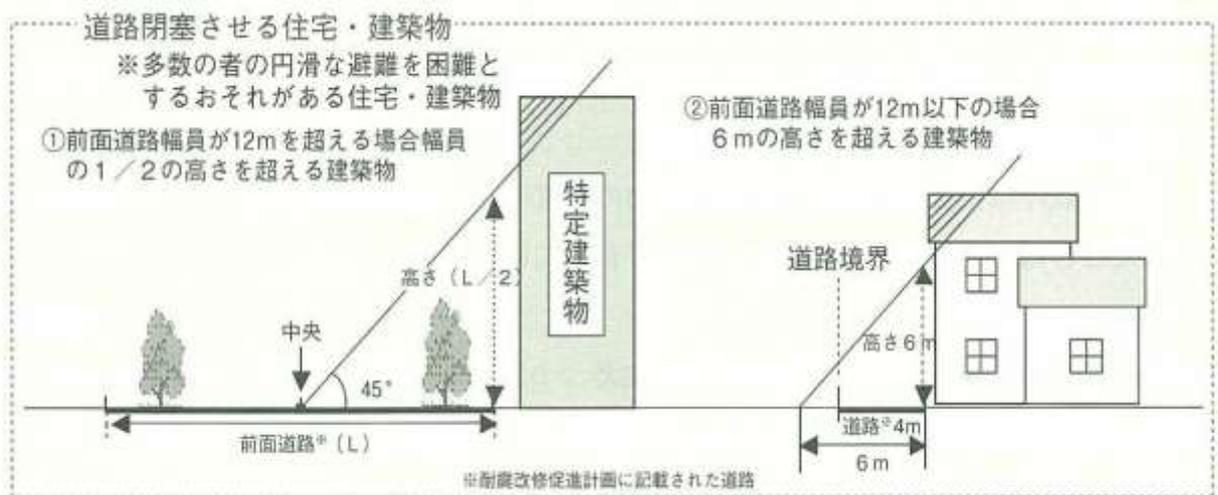
新潟県の耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を新潟県地域防災計画に示す「新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき指定しています。

出雲崎町では県で指定された緊急輸送道路のうち本町に係る国道 352 号、402 号を「緊急輸送道路」として位置付け沿道建築物の耐震化対策に努めます。

出雲崎駅、小木ノ城駅周辺、海岸地区の人家が密集している区域については出雲崎町地域防災計画で避難路指定されている道路を、交通確保の重要な道路として沿道建築物の耐震化に努めるものとします。

緊急輸送道路





多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件

6 特定優良賃貸住宅等の空き家の活用

住宅の耐震改修工事の実施に伴い仮住居が必要となる場合、次の規定により特定優良賃貸住宅、町営住宅Bタイプの空き家への入居を認めるものとします。

7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減

(1) 補助事業の活用

ア. がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

土砂災害特別警戒区域内等にあるがけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある住宅について、本補助事業活用による移転促進に努めます。

イ. 住宅無敵化補強事業費補助金

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅等の土砂対策補強工事及び、同一敷地内の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内への建て替え工事について、本補助事業活用による耐震性のある住宅改修及び新築の促進に努めます。

(2) 宅地耐震化推進事業の活用

大規模な盛土による造成宅地では、大地震時に地滑りの崩壊を起こし、多くの宅地や建築物、公共施設等に甚大な被害をもたらすことがあります。その被害を軽減するため必要に応じて宅地耐震化推進事業を活用し宅地防災対策に努めます。

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について

建築物の耐震化を図り、町民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、住民や建築物の所有者等に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震防災マップの活用

町では、出雲崎町防災マップを各戸に配布済みですが地震災害のみを想定したものではないため今後、地震による土砂崩壊危険箇所など特に危険な箇所等を記載し、住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、取り組みに活用することができるよう地震に関するハザードマップ作成に努めます。

2 情報提供の充実及び相談体制の整備等

住宅や建築物の耐震化を促進するためには、耐震診断や耐震改修に関する情報を適時提供し、所有者等が安心して耐震化に取り組める環境を整備することが重要です。

町建設課では新潟県耐震改修促進協議会と連携して、耐震診断、耐震改修に関する支援制度の相談に対応します。

住民への呼びかけとして、耐震事業の重要性、支援制度を記載したチラシ・パンフレット等を各戸に配布します。また、ホームページへの掲載・町有施設に備え付けて情報提供に努めます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチン・バスルームの改修等リフォーム工事に合わせて耐震改修を行うことは、費用面や施工面で効率的であることから、このタイミングに住民が耐震改修に取り組む重要性をチラシ・パンフレットに取り入れるとともに設計、施工を行う出雲崎町建築士会等と協力して耐震化への誘導を図ります。

4 町内会等との連携

大規模災害発生時には、公的機関による支援とともに、地域住民が生活の場を皆で守るという意識により自主的かつ組織的な活動が非常に重要になります。

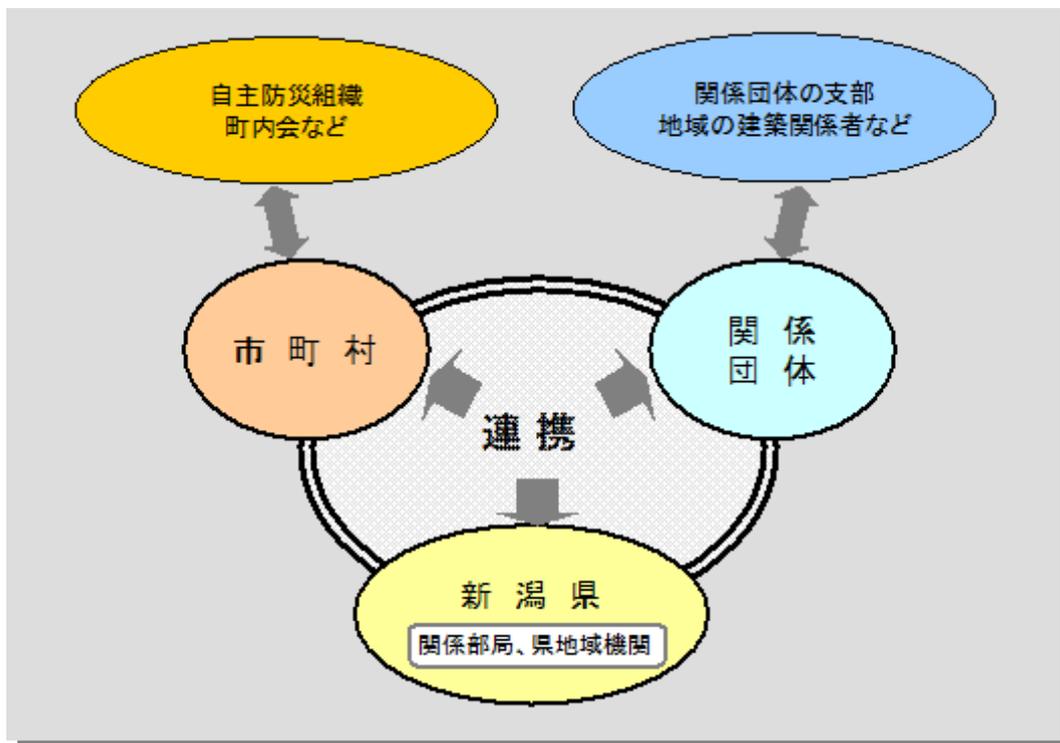
近年行っている防災訓練を今後も継続しながら、自主防災組織の支援・育成に努めます。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 新潟県耐震改修促進協議会への参加

計画的な耐震化の促進を図るためには、耐震改修が進みやすい環境整備や情報提供の充実、診断技術者の育成といった施策を総合的に推進する体制が必要です。

本計画を実施するにあたり、出雲崎町以外の市町村及び関係団体等と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進していきます。



新潟県耐震改修促進協議会のイメージ

(県、市町村及び関係団体が連携)

附 則

本計画の計画期間を令和8年度末まで延長し、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。